

# 渥美半島たはらブランド認定審査基準

渥美半島たはらブランドの認定は、共通基準に合致した申請品について、4つの認定基準（①たはららしさ、②独自性、③市場性、④将来性）及び現物審査に基づき総合的に勘案して決めるものとする。

## 1. 共通基準

### (1) 申請者

- ① 田原市内に住所を有する個人事業者又はこれらの者で組織する団体
- ② 田原市内に主たる事業所を有する法人又は団体

### (2) 申請品

田原市をイメージできる、直感的につながるキーワード「渥美半島たはららしさ」がもたらす、素材、名勝、歴史等を生かした製品で、次に掲げるものとする。

#### ① 農林水産品

原則として市内で生産（栽培、飼育又は採取）されたもので、現に、流通・販売されているものであること。

#### ② 加工品・工芸品

原則として市内の事業所で製造されたものであり、商品名や商品企画などに、渥美半島たはらを表現又は伝承する要素を持っていること。ただし、市内で製造加工していない場合は、申請書にその理由を記載すること。

#### ③ その他渥美半島たはらブランドとしてふさわしい商品（サービス・取組みを含む。）

### (3) 信頼性・安全性【全ての事項を満たしていること】

- ① 生産・製造過程の情報を正しく公開することができる体制が整っている。
- ② 高い品質と安全性を保証し、維持・向上するため、生産・製造過程での技術的裏づけや流通過程での信頼性のあるシステム等が整っている。
- ③ 関係法令の法的要件を満たしている。
- ④ 商品の安全性、品質保証について明らかにできる。
- ⑤ 申請品が飲食物の場合、商品の賞味期限（消費期限）設定の根拠が明確である。
- ⑥ 消費者からの苦情や要望等に対応する体制が整っている。

## 2. 認定基準

### (1) たはららしさ【次の事項を1つ以上満たすものであること】

- ① 渥美半島たはらの人と自然の恵みに生まれたものであるか。（渥美半島たはらの土壌、水、気候条件、原材料等を十分に活用しているか）
- ② 渥美半島たはらならではの自然、歴史、伝統、文化等に根ざした物語性や話題を有しているか。

### (2) 独自性【次の事項を1つ以上満たすものであること】

- ①田原市以外では生産されていないもの。
- ②他の地域で生産、製造される類似の商品と比較して、品質、味、機能や価値等の面で特筆すべき客観的な事実がある。
- ③生産（製造）技術、原材料、利用資材等において、こだわりやポリシーが認められる。
- ④特許、実用新案、意匠登録、商標登録等の知的財産権の取得（出願）、又は他にないユニークな組み合わせがなされている。

(3) 市場性【次の全ての事項を満たすものであること】

- ①商品又はサービスを持続的に提供できる流通・販売体制を整えている、又はその予定がある。ただし、季節限定の商品等については、その供給時期において、流通・販売体制を整えている、又はその予定があること。
- ②魅力あるネーミング、パッケージデザイン、レシピの提案等により、流通・販売段階での優位性があること。

(4) 将来性

商品又はサービスに対する今後の事業展開に明確なビジョンが示されており、将来にわたり安定的・継続的な販売等が見込まれ、田原市に対するイメージ向上への貢献が期待できる。